

事業者の皆様へ

(案)

流山市
Nagareyama City都心から
一番近い
森のまち

事業系廃棄物処理 リーフレット

このリーフレットは、「事業系廃棄物処理ガイドブック(流山市事業系廃棄物受入基準)」の概要版です。
市では令和6年4月1日から事業系廃棄物受入基準を一部変更します。
事業系廃棄物の排出に当たっては、「リーフレット」と併せて「ガイドブック」本編も必ずご確認ください。

1. 「事業系廃棄物」とは

「事業系廃棄物」とは、業種や営利・非営利、法人・個人・任意団体等を問わず、ごみの種類や量にかかわらず、「すべての事業活動に伴って排出されるごみ」を指します。

「事業活動」とは

店舗・会社・事務所・工場・農業のほか、個人事業主や店舗併用住宅の店舗部分、病院・学校・官公署・公共施設・社会福祉施設・自治会・NPO・宗教法人などの活動も含まれます。

事業活動に伴い出たごみはすべて「事業系廃棄物」です

従業員が飲食した弁当容器やペットボトル、メモ用紙や筆記用具、理美容室から出る毛髪やシャンプー容器など、事業活動に伴い出たごみはすべて「事業系廃棄物」です。



2. 事業者の責務

事業者には、廃棄物処理法第3条に規定する以下の責務(一部抜粋)に基づき、排出者として自らの責任で事業系廃棄物を適正に処理することが求められます。

排出事業者の自己処理責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

ごみの減量

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

市の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

少量であっても家庭ごみの集積所には出せません！

事業系廃棄物は市では収集しません。自らの責任で適正に処理してください。

家庭ごみの集積所や資源物の集団回収には排出できません。

店舗(事業所)併用住宅等は、事業系廃棄物と家庭ごみに分けて家庭ごみのみを集積所に排出してください。



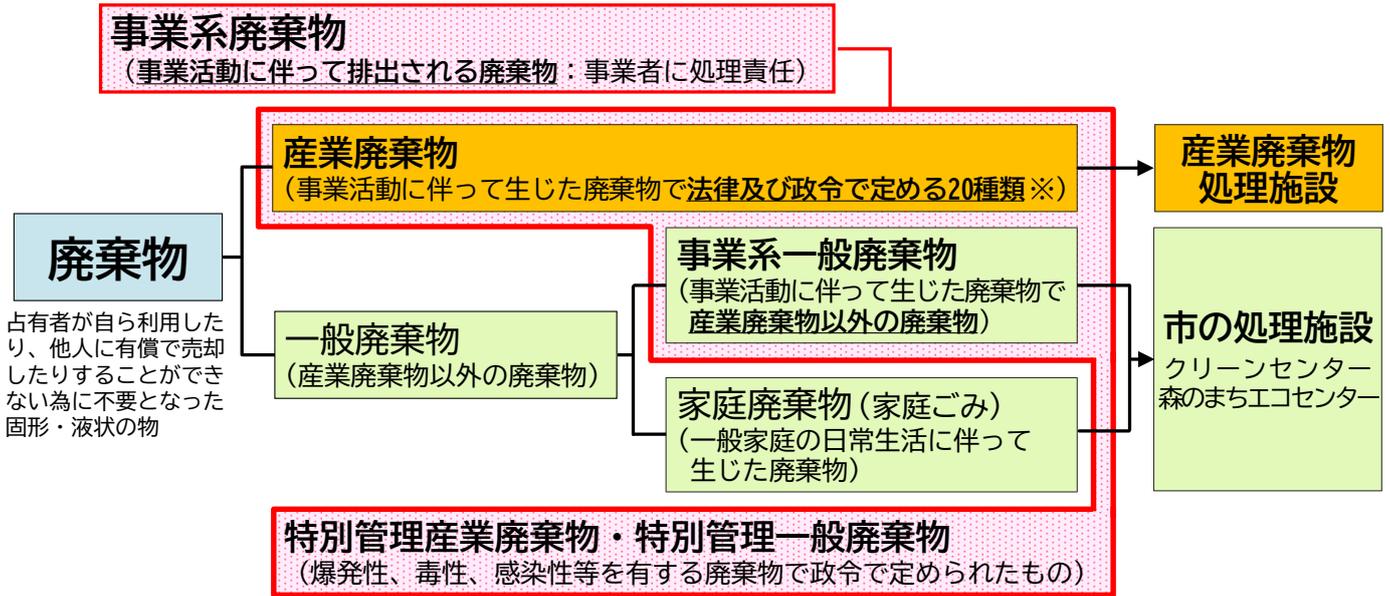
廃棄物処理法による罰則

事業系廃棄物を家庭ごみの集積所に排出する行為等は、不法投棄とみなされ、廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金が科される場合があります。



3. 廃棄物の区分

事業系廃棄物は、廃棄物の材質や業種により、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。産業廃棄物と事業系一般廃棄物は分別し、それぞれ適正に処理してください。



※ 産業廃棄物に該当する 20 種類の廃棄物

あらゆる事業活動に伴う ①～⑫に該当する廃棄物 【業種指定なし】	①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、 ⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、 ⑩鋳さい、⑪がれき類、⑫ばいじん
特定の事業活動に伴う ⑬～⑲に該当する廃棄物 【業種指定あり】	⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、 ⑱動物のふん尿、⑲動物の死体
⑳：①～⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑲に該当しない廃棄物	

4. 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物は市では処理できません。

千葉県から産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託して、適正に処理してください。

産業廃棄物処理許可業者の検索や産業廃棄物の処理については、以下をご確認ください。

産業廃棄物処理許可業者の検索

千葉県 環境生活部 廃棄物指導課「産業廃棄物処理業者名簿」



一般社団法人 千葉県産業資源循環協会



産業廃棄物の処理について

千葉県 環境生活部 廃棄物指導課「産業廃棄物の適正処理について」

千葉県 東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課 ☎ 047-361-2119



5. 市の処理施設に搬入できる廃棄物

事業系廃棄物のうち、市の処理施設に搬入できる廃棄物は、下表のとおり分別してください。

令和6年4月1日から下線部のとおり受入基準を一部変更します

「燃やさないごみ」「粗大ごみ(不燃性)」は市では処理できません。産業廃棄物として適正に処理してください。ただし、「③ペットボトル」「④容器包装プラスチック」の自己搬入に限り、少量(1日各1袋まで)であれば、家庭ごみと併せて市で処理可能です。「①燃やすごみ」「②粗大ごみ(可燃性)」の搬入量が1日各200kgを超える場合は、事前に搬入計画書の提出が必要となります。

分別区分	分別基準	制限(1事業者あたり)
① 燃やすごみ	厨芥類、布類、木製品、資源にならない紙など ・長辺 50cm 未満 ・太さ 10cm 以下	1日に各200kgまで
② 粗大ごみ (可燃性)	燃やすごみの材質のもの(※木材は束ねること) ・長辺 2m 以下 ・太さ 10cm 以下	※超える場合は、事前に搬入計画書の提出が必要
③ ペットボトル	「PETマーク」がついているペットボトル	1日に各1袋(45ℓ相当)まで
④ 容器包装 プラスチック	「プラマーク」がついている容器包装プラスチック	※自己搬入に限る
⑤ 剪定枝等	剪定した枝・葉・草 ・長さ 2m 以下 ・太さ 20cm 以下	毒性等を有し資源化に適さない樹木[注1]でないこと 禁忌品[注2]が混入していないこと

- ・透明又は半透明で中身が確認できる袋に分別してください。(「②粗大ごみ(不燃性)」「⑤剪定枝等」はこの限りではありません。)
- ・分別が適正に行われていない場合は受入できません。
- ・「③ペットボトル」はキャップとラベルを外し、軽くすすいでつぶさずに排出してください。(外したキャップとラベルは「④容器包装プラスチック」)
- ・食品等が封入されていた「④容器包装プラスチック」は衛生的観点からすすいで排出してください。

[注1] キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシ等

[注2] 樹木の根 腐食した樹木 廃材 多量の泥や土がついた剪定枝 タケノコ・シイタケの原木 野菜くず 針金 ビニール 紙 プラスチック 石など

市の処理施設には搬入できない廃棄物

▶ 産業廃棄物

産業廃棄物(「③ペットボトル」「④容器包装プラスチック」の1日各1袋(45ℓ相当)の自己搬入を除く)は、市では処理できません。

▶ パソコン

デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコンはメーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。

▶ 家電リサイクル法対象製品

家電リサイクル法に基づき、排出事業者が適正に処理する必要があります。

▶ 処理施設の機能に支障が生じる物

有害性のある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物、容積が著しく大きい物又は重量が著しく重い物、医療系廃棄物、特別管理一般廃棄物、その他搬入禁止と認められた物

▶ 無許可で収集運搬された家庭ごみ

家庭から発生した廃棄物を市の処理施設に搬入することができる事業者は、市から許可を受けた業者のみです。

▶ 市外の事業活動で発生した廃棄物

市内に事業所が所在したとしても、市外での事業活動によって発生した廃棄物は、市では処理できません。



(1) 自己搬入する場合

事業系廃棄物を市の処理施設に自己搬入する場合、あらかじめ事業者登録が必要なほか、概ね2年度ごとに更新が必要となります。搬入先は以下のとおりです。

【搬入先（市の処理施設）】

施設名	クリーンセンター	森のまちエコセンター
所在地	大字下花輪191番地	こうのす台1594番地
電話	04-7157-7411	04-7154-5736
ホームページ		
区分	① 燃やすごみ ② 粗大ごみ(可燃性) ③ ペットボトル ④ 容器包装プラスチック	⑤ 剪定枝等
時間	8:30~11:40 13:00~16:15 ※日曜日及び年末年始を除く	
手数料	10kgまで毎に300円(税込)	



(2) 許可業者に委託する場合

「①燃やすごみ」「②粗大ごみ(可燃性)」「⑤剪定枝等」は、以下の一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託することができます。（「③ペットボトル」「④容器包装プラスチック」は、産業廃棄物処理許可業者へ処理を委託してください。）

【一般廃棄物収集運搬許可業者】

事業者名	所在地	電話
(株) 大橋	おおたかの森西 3-744-13	04-7158-1600
北葉実業 (株)	野々下 6-537-1	04-7148-7767
(有) 関商店	おおたかの森西 3-6-9	04-7158-6100
(有) クリーン・アップ	南流山 8-4-10	04-7150-3115
(有) 関紙業	おおたかの森西 3-6-3	04-7197-5351
(有) 日東サービス	鱈ヶ崎 1309-2	04-7150-1755
(有) 柏清掃	平方 104	04-7153-7142
安蒜運送 (有)	東深井 265	04-7153-2905
(株) 流山清掃事業	平方 110-9	04-7154-7330

許可を受けていない者が、廃棄物を収集運搬することは、廃棄物処理法で禁じられています。

処理を委託する場合は許可業者と契約する必要があります。

許可業者との契約に基づき、収集運搬費用や処理費用等の委託料が発生します。

契約内容や委託料等は、許可業者へ直接お問い合わせください。

流山市 環境部 クリーンセンター

住所：流山市大字下花輪 191 番地
電話：04-7157-7411

